

# 大館市適正入札・契約推進委員会

## 令和6年度 第2回定例会議事録（概要）

■日 時：令和6年12月17日（火）15時25分～16時52分

■場 所：大館市役所本庁舎4階 会議室402

■出席委員：佐藤 英夫 （委員長／税理士）  
齊藤 留美子 （関係業界代表／建築士）  
熊谷 克史 （弁護士）  
佐藤 伸雄 （学識経験者）

### ■ はじめに（略）

### ■ 委員長の互選等

事務局： 議事に入る前に、要綱第4条第1項の規定により委員長を互選していただきます。委員長の互選にあたっては、委員長の職務代行として議事進行を齊藤委員にお願いしてよろしいでしょうか。

（異議等なし）

委員長（職務代行者）： 暫時、委員長の職務を代行いたします。委員長の互選にあたり、どのように取り計らえばよろしいでしょうか。

（委員から特に案なし）

委員長（職務代行者）： 事務局はいかがでしょうか。

（事務局から、事務局案として前委員長の佐藤英夫委員を引き続き委員長に推す案あり）

委員長（職務代行者）： 事務局から、佐藤英夫委員を推薦する案がありましたが、佐藤英夫委員に委員長をお願いしてよろしいでしょうか。

（異議等なし）

委員長（職務代行者）： 委員長は佐藤英夫委員に決定します。これをもちまして、委員長の職務代行を終了いたします。

事務局： 続いて、委員長から要綱第4条第3項の規定による委員長代理の指名、要綱第6条の規定による抽出委員の指名をしていただきます。

委員長： ただいま、委員長に選任された佐藤です。議事進行などのご協力をよろしくお願いいたします。それでは、先ほど事務局より説明がありました委員長代理の指名及び抽出委員の指名をいたします。委員長代理には、齊藤留美子委員を指名いたします。抽出委員は佐藤伸雄委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議等なし）

委員長： 委員長代理は齊藤留美子委員に、抽出委員は佐藤伸雄委員に決定します。

## 1. 開会

委員長： それでは、これから要綱第5条に基づく定例会議を開催します。本日の委員の出席状況について、事務局から報告を求めます。

事務局： 本日は北林委員及び伊藤委員が欠席となっております。委員6名の中4名の出席をいただいておりますので、過半数に達していることを報告します。

委員長： ただいまの事務局からの報告のとおり、委員定数6名中4名の委員が出席し過半数に達しておりますので、要綱第5条第3項の規定により会議を開会いたします。

なお、本日の会議は、要綱第2条及び第5条に規定する定例会議であります。

## 2. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか、委員の皆様のご意見を伺います。

(異議等なし)

委員長： 特段、異議がないようですので、本日の定例会を公開と決定します。なお、委員各位の自由な討論を保障するため、非公開とする場合には傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。また、定例会の内容についてはホームページを通じて会議の概要を公表しますので、ご承知置き願います。

## 3. 審査

### ① 入札・契約の運用状況について

委員長： それでは、これから審査に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局： お手元の資料1、1ページの「業種別入札方式別発注総括表」をもとに、令和6年度上半期の状況についてご説明いたします。

業種別として、「建設工事」ほか計4つに分類し、随意契約については、予定価格が250万円を超える契約のみを掲載しております。

また、「物品調達」及び「役務提供」の単価契約については、普通契約と分けて記載しております。普通契約の落札率は、契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率、単価契約の落札率は、落札率の合計を件数で除した平均落札率としております。

説明時の金額は、端数を切り捨てた数字とさせていただきます。

- 最初に建設工事ですが、条件付き一般競争入札は11回執行され、件数は76件で、契約金額は49億6,717万円となりました。

公募型指名競争入札は、市立病院分1件のみで、契約金額は1,265万円となっております。

随意契約は総合病院分も含め、14件、2億3,932万円で、前年度に比べて件数、契約額とも増加しております。

建設工事全体では、前年度に比べて件数で31件減少の91件となりましたが、契約金額では18億4,646万円増加し、52億1,915万円となりました。

その要因としては、前年同時期と比較し、契約総額約30億円と大規模な大館市斎場関連工事4件があったこと、一方で、災害復旧関連工事の発注件数が、本年度は大幅に減少したことによるものであります。

なお、建設工事の落札率については、前年同期比1.3ポイント増加し、98.8%となっております。

- 次に、測量及び建設コンサルタント等業務についてですが、トータルでは前年同期比で、件数が8件減少の37件、となりましたが、契約金額では2,383万円増加し3億1,557万円となりました。これは、前年同時期と比較し、災害復旧関連業務の発注件数が減少した一方で、大館市斎場建設工事の設計監理及び工事監理業務や、市道岩瀬線道路詳細設計業務、御成町南地区土地区画整理事業関連業務など、比較的契約額の大きい業務の発注があったことによるものであります。

落札率は、2.4ポイント増加し88.8%となっております。

- 次の物品調達であります。契約件数が前年同期比で、5件減少の72件、契約金額も2億7,469万円減少し4億1,956万円となっております。昨年同時期と比べて相対的に発注件数自体が減少していること、また昨年発注のあった小中学校用電子黒板などの大型発注案件が本年度は少なかったことが要因となっております。

落札率については、普通契約で0.9ポイント減少し95.9%、単価契約では0.9ポイント減少し84.4%となっております。

- 役務提供であります。契約件数が30件増加の340件、契約金額では3億7,626万円増加し34億5,462万円となっております。エレベーター保守点検業務や本庁舎常駐警備業務など、数年に1度の発注案件があったことや、内部情報システムリースや基幹システム保守業務などの大型発注案件があったことが要因となっております。

落札率については、普通契約で0.3ポイント減少し98.8%、単価契約では3.2ポイント減少の92.8%となっております。

- 以上により、令和6年度上半期の総件数は571件で、前年同期比20件の減少となっております。

また、単価契約を除く契約金額の総合計は、94億891万円で、19億7,187万円の増加となりました。

なお、総トータルの落札率については、普通契約では98.3%で前年同期比0.7ポイント増加、単価契約では88.6%と2.0ポイント減少しております。

令和6年度上半期の入札・契約の運用状況について、説明は以上です。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況につきましては、お手元の資料2「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照ください。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況」の報告について、何かご質問、ご意見はございますか。

委員A： 「国民健康保険税（兼変更）通知書及び窓付封筒」で、入札参加業者数が3者で落札率が100パーセントとなっていますが、どのような状況だったのでしょうか。

事務局： 以前であれば、予算要求の際に事業者から徴取する参考見積に対し、落札するために金額を絞ってくるケースが多かったのですが、最近は価格が上昇している影響で、参考見積の金額を絞れないケースが増えてきています。このため、実際の入札時に金額がそれほど下がらなかつたり、100パーセントの金額になつたりするのが実情です。

なお、この入札では、3者のうち2者が予定価格を超過し、予定価格の範囲内だった残り1者が落札したという形になっています。

委員A： 落札した1者は参考見積を提出した事業者でしょうか。

事務局： そこまでは把握しておりません。

（事務局長から補足あり）

委員B： 市の災害復旧工事の発注は、おおむね終了したのでしょうか。

事務局： 今年度において、市の土木一式工事の登録業者は、市発注の土木一式工事で継続して行っている災害復旧工事は残り2件ですが、令和5年度発注の県の災害復旧に継続して取り掛かっている状況と伺っております。

また、土木A級業者においては、今年度に県で新たに発生した災害の復旧工事に取り掛かっている業者もいると伺っております。県発注の災害復旧工事は、現状では今年度で終了する見込みのようですので、これが終われば業者も少し余裕が出てくるのではと見ております。

委員B： 建設工事の入札参加者数が1者という案件が多いですが、県の工事に人員を割かれている状況だと理解しました。

委員B： 市道中城金坂線道路改良工事は入札参加業者数が3者ですが、随意契約になっている理由は何でしょうか。

事務局： 当該工事は道路部分と本庁舎外構に関わる部分とがありますが、入札に付した結果、入札参加者がなく不調となったものです。来年度に、道路部分と本庁舎外構部分の両方を同時にオープンさせる必要があります。すみやかに着手しなければならない事情があったことから、発注課において登録業者に調査をかけて検討してもらい、施工が可能だと回答のあった3者から見積書を徴して、随意契約をしたと伺っております。

委員B： 環境課で発注しているPHEV車とは、どのような車でしょうか。

事務局： プラグインハイブリッド車と呼ばれる車で、ガソリンと電気の両方を使う車です。ハイブリッド車との違いは、外部充電機能が追加されている点です。本庁舎敷地内にある充電スタンドから、プラグのようなものを車に差しして充電ができます。

委員A： 充電スタンドの工事も行ったのでしょうか。

事務局： 既設の1基を使用しますが、今後こうした車が増えれば、充電スタンドも増やす必要性が出てくる可能性もあります。

委員B： 各課で公用車を使っていると思いますが、各課で管理もしているのでしょうか。

事務局： 以前は各課で管理していましたが、現在は庁内の予約システムにより、すべての車をどの課でも使用できるようになっています。環境課のPHEV車も、どの課でも使えるようになります。

委員B： 今までは、各課の事情で自動車の購入やリースをしていたのでしょうか。

事務局： そのとおりですが、最近は環境に配慮した、補助金の対象になるような車を購入するという形が原則のようです。

委員B： どこかの課で一括して管理運営した方が、効率がよいのではないのでしょうか。

事務局： 公用車の所管課である総務課でも一元管理について検討したようですが、当面は予約システムでどの課がどの車でも使用できるという方式を継続していくと伺っております。

委員B： 今回のPHEV車の購入は随意契約ですが、公用車の購入は入札で決めるという体制を整えた方がいいのではないのでしょうか。

事務局： 昨年度以前も、軽自動車を入札で購入しております。今であれば、環境関連の補助金や、福祉課であれば宝くじ助成金、また、福祉用の車両に使ってほしいという寄附もあります。購入や寄附など様々な形態があるため、一括管理が難しくなってきます。総務課でも一括管理をすれば総台数が減るのではないかと考えているようです。

委員A： 保険も各課で管理しているのでしょうか。

事務局： 全国市有物件災害共済会の保険があり、管財課で一括管理しています。

委員B： 木質ペレットについて、同じ会社が受注しているのに、案件により単価が異なっているのはどういう理由でしょうか。

事務局： 発注課により契約単位が1キログラム当たりであったり1袋であったりするため、契約単価の額が異なっています。1袋当たりで契約している案件も、1キログラムに換算すると同じ額になります。

委員B： 基幹業務システム保守業務は、単年で契約金額が5,940万円という大変高額な契約になっていますが、どういう内容の業務なのでしょうか。

事務局： 契約額の大半が人件費で、残りはハードウェアやソフトウェアの保守料のようです。全庁で使用する基幹システムで規模が大きいため、人件費、保守料とも高額になっていると伺っております。

委員B： 人件費ということは、必要とする人数が多いということでしょうか。

事務局： どの作業に何人、どれくらいの期間が必要かという延べ人数により、人件費を算出しているようです。

委員B： 頻繁に作業があるのでしょうか。

事務局： 不具合が起こった時の対応もありますし、日々正常に動かすための日常的な保守もあるようです。

委員B： 以前の会議でも、保守業務の契約額に疑問があるという話が出ていたので、金額の適正性について厳密に調査してみたいかと思いますが。

事務局： 価格の妥当性の検証については、今年度、第三者評価を行う業務を公募型プロポーザルで公募しましたが、申込みがありませんでした。今後、担当の企画調整課でも、引き続き何らかの形で契約額の妥当性を検証するアドバイスを受けられないか検討していくと伺っております。

委員C： このシステムを導入した業者が、保守業務を随意契約で受注したということでしょうか。

事務局： そのとおりです。

委員A： システムを納入した業者でないと扱えないということでしょうか。

事務局： 実際はそうだと思います。

委員A： そのような場合、購入費用だけでなく保守業務の費用までチェックした上で、最初の納入の契約を考える必要があるのではないのでしょうか。

事務局： 今回や以前の会議でもいただいているご意見であります。今後、第三者評価を受けられるような業者選定の仕組みを、引き続き検討していくと伺っております。

委員C： 専門的な部分だと思いますし、金額も大きいので、ぜひ検討をお願いします。

委員D： 大館市公共下水道事業計画策定（雨水）業務で、随意契約の理由が地方公営企業法施行令第21条の13第1項第7号とされていて、落札率が100パーセントとなっていますが、どのような理由でしょうか。

事務局： 令和4年度において全体計画策定業務をオリジナル設計株式会社秋田事務所が受注しており、同者がその時のデータを保有し、そのデータを活用することで有利な価格による契約が可能であるということで、第7号を根拠とした随意契約を締結したと伺っております。

委員A： 特定建築物定期点検業務だけ、他の業務よりも入札参加者数が多く、落札率が高くなっていて、他の業務に比べて目立っています。コストがかさむなど、何か理由があるのでしょうか。

委員B： 特定建築物は毎年点検がありますが、建築物の面積に対する単価が市場で決まっているのが理由ではないかと思います。

事務局： 委員Bからご説明いただいたとおりですが、他の案件は市内ではまかなえないため、県内発注になっております。県内発注だとコンサルタント業務は競争が激しく、最低制限価格付近の価格で競っております。最低制限価格に近い価格で、落札率が80パーセントとなっている状況です。全体的に発注量が少なく、過度な競争をしているのではないかと思います。ここ数年続いている状況であります。

委員C： 物品調達で、緊急告知FMラジオは、どこでどういう用途に使われるのでしょうか。

事務局： 災害時用に80歳以上の一人暮らしの方や民生委員の方に配布するラジオで、受注生産のため製造中ですが、災害時に特殊な電波を発して自動で電源が入り、防災放送のような形で使用できるラジオだと聞いております。

委員C： 受注者がエフエム秋田になっていますが、ここでないと製造できないラジオなのでしょうか。

事務局： エフエム秋田で受注製造しているラジオだと聞いております。

委員C： 大館市斎場建設敷地整備工事が造園Aで発注されていますが、造成も入っているのでしょうか。

事務局： 墓地公園となっており、例えば市役所の敷地であれば土木一式工事になりますが、公園のため、工種を造園にしております。工事内容は土地をならす作業になります。

委員C： 土木業者は、だいたい造園工事業の許可も取得しているのでしょうか。

事務局： 取得している業者もあります。

委員B： 今の斎場の敷地の半分が土砂災害指定区域になっており、都市計画課の説明だときちんと対応すると聞いていますが、実際はどうでしょうか。

事務局： 敷地のうち、建物を建てる場所は、指定区域から外れています。

委員B： 敷地内で、指定区域に当たる部分は、何か対策をしているのでしょうか。契約検査課からも、どう対応するのか指摘してもらえないのでしょうか。

事務局： 土砂が流れてくる場所には建物は配置していないので、万が一流れてきても建物は残る形になります。

委員B： 避難経路などに関して、考えていないとは思えないですが、契約検査課として指導をしてほしいです。

事務局： 考慮していると思います。

委員C： 市の災害復旧工事はだいたい終わっているのでしょうか、まだ残っているのでしょうか。

事務局： 継続分は残り2件で、それ以外も、現在発注している農業・林業関連の災害復旧工事が終われば、今年度は終了だと伺っております。

委員C： それらの発注で最後なののでしょうか。

事務局： 令和6年度の災害工事は水路2件、林道2件、林道の法面補修が2件と伺っております。

委員C： 建設工事は入札参加者が1者、2者という厳しい状況のようですが、無事に入札が成立するようお願いします。

委員長： ほかにご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長： なければ、市の発注に係る入札・契約の運用状況についての審査を終了いたします。

## ② 抽出事案について

委員長： 次の審査事項に移ります。要綱第 2 条第 2 号の規定により「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したのものに関し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審査を行います。

要綱第 6 条の規定により、この抽出は「抽出委員」にあらかじめ委任することができるかとされておりますが、本日は委員改選後初めての委員会であり、先ほど抽出委員が指名されたばかりであります。これらのことから、本日の委員会におきましては、事務局が抽出した案件を委員会として抽出したものとご了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

委員長： それでは、要綱の運営要領第 3 第 2 項の規定により、抽出案件の説明に先立ち、「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

事務局： それでは、審査に入る前に抽出結果について報告しますので、ご確認をお願いいたします。資料 3 をご覧ください。

【建設工事】と【測量及び建設コンサルタント等業務】につきましては、電子入札で執行していることから、条件付き一般競争入札の案件から抽出しております。

【物品調達】と【役務提供】につきましては公募型指名競争入札の案件から抽出しております。

いずれも、比較的予定価格が高い案件を選んでおります。

### ◎ 条件付き一般競争入札

#### ① 建設工事 【大館市斎場建設工事（建築工事）】

市長事務部局が発注した 76 件の中から「大館市斎場建設工事（建築工事）」を選んでおります。

#### ② 測量及び建設コンサルタント等業務【大館城本丸跡修景整備実施設計業務】

市長事務部局が発注した 25 件の中から「大館城本丸跡修景整備実施設計業務」を選んでおります。

### ◎ 公募型指名競争入札

#### ① 物品調達 【介護用電動ベッドほか】

市長事務部局が発注した普通契約 43 件の中から「介護用電動ベッドほか」を選んでおります。

#### ② 役務提供 【大館市役所本庁舎常駐警備業務】

市長事務部局が発注した普通契約 105 件の中から「大館市役所本庁舎常駐警備業務」を選んでおります。

### ◎ 随意契約

#### ① 役務提供 【自家用電気工作物保安管理業務（学校施設その 8）】

市長事務部局が発注した案件の中から、「自家用電気工作物保安管理業務（学校施設その 8）」を選んでおります。

委員長： 抽出結果について皆様の確認をお願いいたします。

(異議等なし)

委員長： 引き続き、事務局から「抽出事案」について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、お手元の資料3により説明いたします。

- 最初に、条件付き一般競争入札で発注しました「大館市斎場建設工事（建築工事）」であります。大館市斎場の建設工事のうち、建物部分の建築を行う工事であります。

入札参加資格としては、市の業者登録名簿において、「建築一式A級」に登録があること、「市内に本社・本店等主たる営業所」を有すること、専任の監理技術者として「1級建築施工管理技士」又は「1級建築士」もしくは「同等以上の者」を配置できることなどを条件としています。

この入札には、特定建設工事共同企業体1者が参加を申込んでおり、電子入札を実施した結果、その1者を落札者として決定しております。落札率は99.8%であります。

- 次に、測量及び建設コンサルタント等業務からは、同じく条件付き一般競争入札で発注した「大館城本丸跡修景整備実施設計業務」であります。場所は、桂城公園の敷地内の土塁及び堀を除く範囲、約2.3haで、大館市歴史的風致維持向上計画に基づき、城址公園にふさわしい景観形成を目指すため、修景整備に必要な実施設計を行うものであります。

入札参加資格としては、市の業者登録名簿において、「土木関係建設コンサルタント業務」のうち「都市計画及び地方計画」及び「造園」に登録があること、「秋田県内に主たる又は従たる営業所」を有していること、配置予定技術者として、資料に記載の条件による「技術士」又は「RCCM」の資格を有する者を配置できることなどを条件としております。

この入札には、3者が参加を申込んでおり、電子入札を実施した結果、1者が辞退し、1者が予定価格を超過、残る1者を落札者として決定しております。落札率は80.3%となっております。

- 次に、物品調達からは、公募型指名競争入札で発注した「介護用電動ベッドほか」であります。老朽化した介護用ベッドを更新するものであります。

入札参加資格としては、市の物品調達業者名簿に登録されていて、「医療機器・保健用品類」を取り扱い品目として登録していること、「市内に本社・本店又は支店・営業所等」を有していることなどを条件としております。

この条件で公募したところ、2者が参加申込をし、同じく2者を指名し入札を執行しております。結果、落札者、落札額は記載のとおりであり、落札率は99.1%となっております。

- 続いて、役務提供からは「大館市役所本庁舎常駐警備業務」であります。本庁舎敷地内の火災、盗難、不法行為防止などの警備業務を行うものであります。

入札参加資格としては、市の業者登録名簿で役務提供の「人的警備」に登録しているこ

と、「市内に本社・本店又は支店・営業所等」を有していることなどを求めています。

この条件で公募したところ、2者が参加申込をし、同じく2者を指名し入札を執行しております。結果は、1者が予定価格を超過し、残る1者を落札者として決定しております。落札率は100.0%となっております。

- 最後に、随意契約の案件からは、教育総務課が発注した「自家用電気工作物保安管理業務（学校施設その8）」であります。

この案件は、学校施設の電気工作物の保安管理業務を行うもので、早口小学校、山瀬小学校、田代中学校、田代学校給食センターを対象としております。

資料に記載のとおり、5月21日から27日まで入札参加者を公募いたしましたが、入札参加者がなく、入札を取止めとしております。業務の性質上切れ目なく業務を行う必要があり、再公募等の手続きを行う時間的余裕がないことから、随意契約とすることとし、発注課で業務に対応可能な業者を調査の上、可能と回答のあった2者から見積書を徴したものであります。その結果、1者が辞退し、残る1者を落札者として決定しております。落札率は94.6%となっております。抽出案件に関する説明は以上でございます。

委員長： ただいま説明がありました「抽出事案」について、何かご質問、ご意見はございませんか。

委員A： 斎場建設工事において、建設工事共同企業体が結成されていますが、1者で施工できるような業者が市内にいないのか、そのあたりの事情をお聞かせください。

事務局： 入札参加条件として、建築一式A級に登録のある業者とし、単独でも共同体でもいずれも参加可能としていますが、結果的に共同体1者のみが参加したということになります。

委員A： 入札ということを考えれば、1つにまとまらずに競争してもらった方が、競争性が保たれると思いますが、共同体を結成しなければならない状況だったのかを伺ったところでした。

事務局： 業者の方でも1者で対応するか共同体で臨むか、その時々案件によってあると思いますが、今回は共同体で対応するという形になったと考えております。

事務局： 市では建設工事共同企業体に関する要綱を定め、3億円以上の建設工事を対象としております。土木や上下水道工事は1億5,000万円以上としております。これ以外でも、事情がある場合は例外的に共同体を対象とすることもあります。原則は要綱の規定に基づいております。

委員C： 桂城公園の建設コンサルタント等業務は設計までで、施工業者は別でしょうか。

事務局： 設計部分までとなります。

委員C： 入札調書を見ますと、業者によって入札金額に開きがありますが、なぜでしょうか。

事務局： 金額の低い業者は、桂城公園の基本計画に関わっていた業者であるため、他業者と差が出ているのではと思います。

委員長： ほかにご意見、ご質問はありませんでしょうか。

(他に意見等なし)

委員長： 市長に対して意見を具申することができますが、何かありますか。

(特に意見なし)

委員長： なければ、抽出事案についての審査を終了いたします。

### ③ 指名停止等の運用状況について

委員長： それでは、続きまして、要綱第2条第1号及び同運営要領第2の規定に従い「指名停止等の運用状況」について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、資料4により令和6年度上半期の指名停止等の運用状況についてご説明いたします。令和6年度上半期においては、1件1者の指名停止措置を行っております。

対象業者は、有限会社菅原印刷です。本年4月25日に執行した議会事務局発注の「おおだて市議会だより」の入札において、落札したにも関わらず同日に契約辞退届を提出し、当該契約が不成立となったものであります。

本事案が、本市指名停止要綱の規定による、「不正又は不誠実な行為」に該当するものであるとして、1カ月の指名停止措置としたものです。

以上が、令和6年度上半期における指名停止の運用状況であります。

委員長： それでは、ただいまの事務局の説明について、質問を含めて、委員の皆様の審査をお願いいたします。

委員B： 契約辞退は、どういった理由だったのでしょうか。

事務局： 市議会だよりが年3回の発行ですが、入札時に1回あたりの金額で入札してしまったと伺っております。

委員長： ほかにご意見、ご質問ございませんか。

委員長： なければ、指名停止等の運用状況についての審査を終了いたします。

### ④ その他

委員長： 引き続き、事務局から「その他」の案件について説明を受けます。

事務局： 資料5「低入札価格調査制度」の事案についてであります。この制度の対象は総合評価方式を採用した案件のみとされたところであり、上半期において該当となる案件はありません。

また、電子契約についてご報告させていただきます。10月1日から、契約検査課が執行する入札を経て契約を締結する発注案件について、電子契約を導入しております。

電子契約は、インターネットクラウド上に格納したPDFファイル化した契約書について、受注者と発注者の双方がインターネットを通して承認ボタンを押すことで、改ざん不

能な電子署名などが施され、契約締結が完了するものです。

メリットとしては、収入印紙が不要になること、また受注者にとっては市役所に足を運ばなくても会社の事務所にいながら契約締結ができ、スピードアップが図られることが大きな点です。

受注者が希望した場合に電子契約を締結することとしております。希望しない場合は、従来通りの紙の契約書となります。

利用実績ですが、10月以降の対象案件32件中21件において電子契約を締結しており、利用率は65%となっております。特に建設工事での利用が多く、建設工事12件中11件が電子契約となっております。

今後は、電子契約の利便性をアピールしながら、さらなる利用率の向上を図ってまいりたいと考えております。以上です。

委員長： 何かご質問はございますか。

委員C： 電子契約の利用率が、結構高いですね。

事務局： 受注者側で特にシステムやソフトを導入する必要がなく、電子メールを利用できる環境にあれば、どなたでも利用できる形になっております。利用料は無料でもありますので、今後もっと利用してもらえればと思っております。

委員長： 本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第2の第2項には「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」とありますし、入札・契約制度全般にわたって意見を述べることもできます。委員の皆さんから何かご意見、ご質問はありますか。

委員A： 斎場建設工事については、慎重に進めていってほしいと思います。

委員B： 土砂災害区域への対応の確認をお願いします。

#### 4. 閉会

委員長： なければ、本日の議事につきましては、これをもって終了といたします。